農畜産業振興事業補助金交付要綱

令和４年３月24日３園畜第862号農政部長通知
改正：令和８年３月31日７園畜第458号農政部長通知

（趣旨）

第１　この要綱は、普通作物、園芸作物、畜産業及び水産業の振興並びに農業・農村資源を活用した農業ビジネスの推進等を図るため、市町村、農業協同組合等が行う農畜産業振興事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第９号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（事業の種類、経費及び補助率）

第２　第１に規定する補助金の交付の対象となる事業の種類及び経費並びにこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

（交付の条件等）

第３　次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

(1)　別表に掲げる補助事業の内容のうち、次の事項を行おうとするときは、速やかに知事に申請して、その承認を受けること。

ア　事業実施主体の変更
イ　事業の新設又は廃止
ウ　施設の設置場所の変更
エ　事業ごとの事業量又は事業費の20パーセントを超える変更
オ　施設等の構造、能力等の変更

(2)　補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。以下同じ。）は、速やかに知事に申請して、その承認を受けること。

(3)　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、財産管理規程等を定め、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。

(4)　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入に当該補助事業に係る補助率を乗じて得た額を県に納付させることがあること。

(5)　この事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業が終了した年度の翌年度から起算して５年間整理保存すること。

(6)　市町村が間接補助事業者に補助金の交付の決定をする場合にあっては、前各号に掲げる条件を付すること。

２　知事は、前項に掲げるもののほか、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することがある。

（補助金交付申請書）

第４　規則第３条に規定する申請書は、農畜産業振興事業補助金交付申請書（様式第１号）によるものとする。

２　規則第３条に規定する関係書類は、収支予算書（様式第２号）及び事業計画書とする。

３　前２項の書類の提出期限は、別に定める。

４　補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、第１項の申請書を提出するに当たっては、各事業実施主体について当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかでない各事業実施主体に係る部分については、この限りでない。この場合において、補助事業者は、第９第４項又は第５項の規定による報告をするものとする。

（変更承認申請書）

第５　第３第１項第１号及び第２号の規定による承認申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1)　第３第１項第１号の場合　農畜産業振興事業変更承認申請書（様式第３号）

(2)　第３第１項第２号の場合　農畜産業振興事業中止（廃止、完了期限延長）承認申請書（様式第４号、第５号）

（交付申請取下書）

第６　規則第７条第１項の規定による申請の取下げは、農畜産業振興事業補助金交付申請取下書（様式第６号）を当該補助金の交付決定の通知を受けた日から、15日以内に知事に提出して行うものとする。

（事業の着手）

第７　補助事業者は、補助事業に着手するときは、速やかにその旨を着手届（様式第７号）により、知事に届け出るものとする。

２　補助事業者は、交付要綱に基づく補助金の交付決定以前に補助事業に着手することはできないものとする。ただし、やむを得ず交付決定前に着手する場合にあっては、あらかじめ、理由を明記した交付決定前着手届（様式第８号）を知事に提出するものとする。

３　２のただし書により、交付決定前に着手する場合、補助事業について、事業の内容が確定し、かつ、補助金の交付が確実となってから着手するものとする。

４　補助事業者は、工事の施工に当たり入札を行った場合は、入札結果報告書（様式第９号）を知事に提出するものとする。

（状況報告）

第８　補助事業者は、補助事業の遂行状況報告書（様式第10号）を知事に報告しなければならない。

（実績報告書）

第９　規則第12条第１項に規定する実績報告書は、農畜産業振興事業実績報告書（様式第１号）によるものとする。

２　規則第12条第１項に規定する関係書類は、収支精算書（様式第２号）及び実績書によるものとする。

３　前２項の書類の提出期限は、補助事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の３月31日のいずれか早い日とする。

４　第４第４項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第１項の実績報告書を提出するに当たって、第４第４項ただし書に該当した各事業実施主体について、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

５　第４第４項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入に係る消費税等相当額報告書（様式第 14 号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

　また、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかにならない場合、又はない場合であっても、その状況等について、規則第13条第１項の補助事業の額の確定のあった日の翌年６月15日までに、同様式により知事に報告するものとする。

６　補助事業者は、間接補助事業者から当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額の返還があった場合には、速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてその返還額の全部又は一部を返還するものとする。

７　前各項の規定は、規則第14条第２項の規定により是正措置がなされて報告する場合に準用する。

（加算金及び延滞金の免除申請等）

第10　規則第17条第７項の規定による加算金免除の申請は、農畜産業振興事業加算金免除申請書（様式第15号）を、延滞金の免除の申請は、農畜産業振興事業延滞金免除申請書（様式第15号）を知事に提出して行うものとする。

（補助金交付の請求）
第11　補助事業者が補助金の交付（概算払を含む。）を請求しようとするときは、農畜産業振興事業補助金交付（概算払）請求書（様式第11号、第12号）を知事に提出するものとする。

（財産処分の制限等）
第12　規則第19条第１項に規定する承認申請は、農畜産業振興事業補助金財産処分承認申請書（様式第13号）によるものとする。
２　規則第19条第１項第２号に規定する知事が指定するものは、取得価格の単価が50万円以上のもの及び50万円未満で知事が別に指定するものとする。
３　規則第19条第２項第２号に規定する期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定めるところに準ずるものとする。

（書類の経由）
第13　規則及びこの要綱により知事に提出する書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）は所轄地域振興局長を経由するものとする。
ただし、知事が別に定める事業については、この限りでない。

（申請書等の様式）
第14　この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

附則
この要綱は、令和４年３月24日から施行する。
附則
この要綱は、令和４年７月１日から施行する。
附則
この要綱は、令和４年10月12日から施行する。
附則
この要綱は、令和４年12月16日から施行する。
附則
この要綱は、令和５年１月４日から施行する。
附則
この要綱は、令和５年４月１日から施行する。
附則
この要綱は、令和５年５月18日から施行する。
附則
この要綱は、令和５年７月７日から施行する。
附則
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。
附則
この要綱は、令和６年４月22日から施行する。
附則
この要綱は、令和７年４月１日から施行する。
附則
この要綱は、令和８年　月　日から施行する。

（別表）（第２、第３関係）

補助事業の種類	経　　　　　　　費	補助率又は補助額
信州農業生産力強化対策事業	１　市町村、農業協同組合（以下「農協」という。）又は知事が適当と認める団体が行う次に掲げる事業に要する経費	
	(1)産地環境整備事業 ア　団地化推進支援事業 産地規模の拡大や団地化に向けた支援 イ　省力管理設備導入支援事業 省力管理施設、機械等の導入支援 ウ　産地流通体制整備事業 契約取引の拡大、省力化・効率化の支援 エ　遊休施設活用促進事業 地域の遊休化している施設の活用を目的とした改修・修繕の支援	２分の１以内
	(2)くだもの王国づくり推進事業 ア　園芸産地継承支援事業 樹園地の担い手への円滑な継承 イ　戦略的導入品目種苗生産体制構築支援事業 フェザー苗木や大苗、県オリジナル品種の早期増産支援 ウ　戦略的導入品目安定生産支援事業 生産安定のための施設等の導入支援	２分の１以内
	(3)マーケットニーズ対応産地支援事業 実需者等の要望に対応できる多様な産地の育成 ア　マーケットニーズ対応品種導入支援事業実需者からの要望に対応するため、産地が導入を進めたい品目・品種の導入支援 イ　花き新作型導入支援事業 実需者のニーズに対応し、作期の延長など新たな作型の導入支援 ウ　雨よけ施設・養液栽培システム・養液土耕装置導入支援事業 品質の向上及び安定生産を図るための雨よけ施設及び養液栽培システム、養液土耕装置の導入支援 エ　病害虫防除機械導入支援事業 産地における生産力強化のために必要な病害虫防除機械等の導入支援 オ　水田転換促進支援事業 水田における園芸作物等の導入による経営の複合化 カ　信州ブランド魚生産支援事業 信州サーモン及び信州大王イワナの生産安定化	２分の１以内
	(4)スマート農業推進事業 ア　スマート農業導入実施支援事業 ドローン、環境モニタリングシステム等スマート農業技術にかかる先端技術の導入 イ　経営管理システム導入支援事業 ＩＣＴを活用した経営管理システム及び畜産繁殖管理システムの新規導入	２分の１以内
	(5)持続可能な農業推進支援事業	２分の１以内

	ア　革新的技術の導入実践支援事業 県が普及に移した農業技術等の導入 イ　自然循環型農業定着促進事業 せん定枝炭化器、粉砕機の導入 (6)輸出用果樹の戦略的導入支援対策事業 海外需要の高い果樹の輸出に必要な設備の導入 (7)災害に強い園芸産地支援事業 ア　風害・霜害対策支援事業 りんごの高密植栽培用トレリスの補強、防霜対策機器の導入支援 イ　暑さに負けない野菜・花き栽培支援事業 夏秋期の野菜・花きの品質向上または生産力向上を図るために必要な高温対策技術の導入支援 ウ　暑さに強い品目導入支援事業 暑さに適応した新たな品目を導入する際に必要な種苗、施設・機械等の導入支援 エ　暑さに負けない果樹栽培推進事業 国庫事業を活用した多目的ネット又はかん水設備の導入支援 (8)特認事業 (1)から(7)までに該当しないが、県として推進すべき新技術等の取組 ２　農協又は知事が適当と認める団体（以下「農協等」という。）が行う１に掲げる事業に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	 ２分の１以内 ２分の１以内 ２分の１以内 10分の10以内。ただし、1に掲げる事業に要する経費の２分の１を限度とする。
特産花き生産出荷安定資金造成事業	一般財団法人長野県野菜生産安定基金協会（以下「基金協会」という。）が行う花きの市場販売価格が保証基準額を下回ったときに生産農家に補てん金を交付するための資金の造成に要する経費	知事が定める額
野菜生産出荷安定資金造成事業	基金協会が行う次に掲げる事業に要する経費 (1)　指定野菜価格安定資金造成円滑化事業 指定野菜の市場販売価格が保証基準額を下回ったときに生産農家に補てん金を交付するための資金の造成 (2)　契約指定野菜安定供給資金造成円滑化事業 指定野菜の契約取引における作柄変動、価格低落等によるリスクを軽減するために生産農家に補てん金を交付するための資金の造成	知事が定める額
特定野菜価格安定資金造成事業	基金協会が行う特定野菜の市場販売価格が保証基準額を下回ったときに生産農家に補てん金を交付するための資金の造成に要する経費	知事が定める額
野菜生産安定資金造成事業	基金協会が行う他の価格安定制度の対象にならない野菜の市場販売価格が保証基準額を下回ったときに生産農家に補てん金を交付するための資金の造成に要する経費	知事が定める額
重要野菜出荷調整資金造成事業	基金協会が行う野菜の市場販売価格が著しく低下したとき、市場出荷予定の野菜を集荷不能な状態に処理、社会福祉施設等への無償提供及び加工等への仕向けを行った場合に生産農家に助成金を交付する	知事が定める額

	ための資金の造成に要する経費	
きのこ生産安定資金造成事業	基金協会が行う次に掲げる事業に要する経費 (1)　きのこ生産安定資金造成事業 きのこの市場販売価格が保証基準額を下回ったときに生産農家に補てん金を交付するための資金の造成 (2)　きのこ出荷調整資金造成事業 市場出荷量調整のための契約価格・事前値決め価格が市場平均価格を下回ったとき及び掛増し経費が発生したときに生産農家に補てん金を交付するための資金の造成	知事が定める額
農業関係全国大会開催支援事業	県内農業団体等が実施する全国大会の開催に係る経費を支援	知事が定める額
外来魚等食害防止対策事業	１　長野県漁業協同組合連合会、漁業協同組合又は知事が適当と認める団体が行う次に掲げる事業に要する経費 (1)　外来魚被害緊急対策事業 外来魚の駆除及び処理、漁場生態系の復元並びに違法放流の防止活動 (2)　カワウ食害防止対策事業 カワウの防除及び捕獲 (3)　ミンク食害防止対策事業 ミンクの捕獲及び処理 ２　長野県漁業協同組合連合会、漁業協同組合又は知事が適当と認める団体が行う１の(1)から(3)までに掲げる事業に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	２分の１以内 10分の10以内。ただし、１の(1)から(3)までに掲げる事業に要する経費の２分の１を限度とする。
肉用子牛生産者積立金助成事業	公益社団法人長野県畜産物価格安定基金協会が行う肉用子牛価格の低落に対して生産者補給金を交付するための積立金の造成に要する経費	４分の１以内
家畜共進会開催支援事業	県内畜産関係団体等により組織する団体が畜産に関する全国規模の共進会に出品するために要する経費	知事が定める額
家畜衛生対策事業	県内畜産関係団体が行う、農場バイオセキュリティ向上のための取組を推進するための資材等の整備に要する経費	２分の1以内
きのこ類生産資材高騰対策事業	きのこ生産者等が行う、きのこの次期生産に必要な生産資材の導入に対して、知事が認める団体等が補助に要する経費	知事が定める額
中野食肉施設整備支援事業	食肉処理施設が行う排水処理関連施設の整備に要する経費	10分の４以内
特定家畜伝染病防疫強化事業	特定家畜伝染病に係る埋却候補地の支障となる樹木等の撤去費用に対し市町村が支援する経費	２分の１以内
畜産環境対策総合支援事業	畜産農家等が行う次に揚げる事業に要する経費 (1)　畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業 (2)　畜産・土づくり施設等導入支援事業 (3)　畜産環境関連施設等導入支援事業	 定額又は２分の１以内 定額又は２分の１以内 ２分の１以内
化学肥料等削減・緑肥転換緊急支援事業	緑肥作物を活用して化学肥料等の削減に取組む農家に対し、緑肥作物の種子を配布するため、市町村や	定額

	協議会等が行う緑肥作物種子の購入に要する経費	
データ駆動型農業の実践体制づくり支援事業	協議会等が行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 推進会議の開催 (2) データ収集・分析機器の活用検証 (3) データ活用のために必要な農業用ハウスのリノベーション (4) 検証の成果等の普及・情報発信	 定額 定額又は２分の１以内 ２分の１以内 定額
肥料コスト低減取組支援事業	長野県肥料高騰対策事業協議会が行う、以下の事業に要する経費 １　助成事業 (1) みどり認定者等が肥料コスト低減に向けた機械等を導入する取組に必要となる経費を助成する事業 (2) みどり認定者等が構成する団体が肥料コスト低減に向けて実施する土壌診断経費を助成する事業 ２　推進事業	 10分の10以内。ただし、みどり認定者等が要する経費の２分の１を限度とする。 定額 定額
持続可能な畜産経営推進事業	(1) 重点支援メニュー 畜産経営体等が行う施設や設備の新設・改修等に要する経費 (2)経営継続支援メニュー 畜産経営体等が行う、畜産業の生産性や付加価値の向上に資する取組に要する経費 (3)家畜運搬体制整備支援メニュー 運輸事業者等が行う、家畜運搬車両の導入や、輸送環境の改善に係る取組に要する経費	事業費300万円以下 ４分の３以内 事業費300万円超 ２分の１以内 事業費300万円以下 ４分の３以内 事業費300万円超 ２分の１以内 ２分の１以内